

令和 8 年 4 月 大刀洗町教育委員会臨時会 会議録【抜粋】

1 日 時	令和 8 年 4 月 1 日（水） 14時00分～14時30分	
2 場 所	大刀洗町中央公民館 第 1 研修	
3 出席者	出席委員	秋吉、菰田、早野、柴田
	欠席委員	なし
	事 務 局	早川こども課長、西村生涯学習課長、柳瀬
	他出席者	なし
教育長	開会あいさつ （時候のあいさつなど） （教育委員：秋吉、菰田、早野、柴田） 出席委員は 4 名で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の規定」により、定足数（過半数）に達していますので、令和 8 年 4 月 大刀洗町教育委員会臨時会を開会いたします。 只今から、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。	
教育長	日程第 1	会議録署名委員の指名について を議題とします。 会議規則第15条第2項の規定によって、会議録署名は教育長と会議で定めた委員が署名することになっております。 （前回 早野） 本臨時会は、「 <u>菰田委員</u> 」に、お願いしたいと思います。 （※欠席の場合、次の委員にする） 【早野→（ ）→菰田→秋吉】 御異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 本臨時会は、 <u>菰田委員</u> にお願いします。
委員 教育長		
教育長	日程第 2	会期について を議題とします。 お諮りします。 本臨時会は、本日 1 日としたいと思います。 御異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 本臨時会の会期は本日 1 日に決定しました。
委員 教育長		
教育長	日程第 3	議案第 1 号 教育長の職務代理者の選任について を議題といたします。 事務局から説明してください。 教育長の職務代理者は、教育長が指名する委員となっています。 （内容説明）
こども課長 教育長		

秋吉		ただいま、ご指名いただきましたので、お受けしたいと思います。 教育長職務代理者は、いざというときには、事務局のトップとして実際に事務全般を見なくてはなりません。 したがって、非常勤である私が毎日事務局の事務を指揮監督することは現実的に厳しいと思います。 大刀洗町教育委員会事務決裁規程には、教育長が不在のときは主管課長が代決するとあります。私が職務代理者として行う職務のうち、具体的な事務の執行の部分については、この事務決裁規程と同様に主管課長に委任したいと思います。
教育長		秋吉委員のお考えは分かりました。具体的な事務の執行の部分につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項で、事務局職員に委任できる旨の規定がございますので、そのように取り計らいたいと思います。
教育長		また、この教育委員会の議事進行は、規則に則り、引き続き私の方で議事進行を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。
教育長		他の委員さんからもご承認いただければと思いますが、いかがでしょうか。
委員		よろしくをお願いします。
教育長		では、今後の議事は私の方で進めさせていただきます。
教育長	日程第4	議案第2号 大刀洗町教育委員会職員（正規職員）人事の承認を求めることについて を議題といたします。 事務局から説明してください。
こども課長		（内容説明） 事務局から説明がありましたが、何か質問ございませんか。
教育長		（特になし）
委員		議案第2号について、提案のとおり承認していいですか。
教育長		（異議なし）
教育長		議案第2号について、提案のとおり決定しました。
教育長	日程第5	議案第3号 大刀洗町教育委員会職員（専務的パートタイム会計年度任用職員）の辞令の発令について を議題といたします。 事務局から説明してください。
こども課長		（内容説明） 事務局から説明がありましたが、何か質問ございませんか。
教育長		今後、スクールソーシャルワーカー2名配置の考えはあるか。
秋吉		スクールソーシャルワーカーについては、基本2名体制として各校の子ども達と家庭への支援ができるようにしたいと考えている。
こども課長		
教育長		議案第3号について、提案のとおり承認していいですか。
委員		（異議なし）
教育長		議案第3号について、提案のとおり決定しました。

教育長 こども課長 教育長 委員 教育長 委員 教育長	日程第 6 議案第 4 号 大刀洗町教育委員会職員（補助的パートタイム会計年度任用職員）の辞令の発令について を議題といたします。 事務局から説明してください。 （内容説明） 事務局から説明がありましたが、何か質問ございませんか。 （特になし） 議案第 4 号について、提案のとおり承認していいですか。 （異議なし） 議案第 4 号について、提案のとおり決定しました。
教育長 こども課長 教育長 委員 教育長 委員 教育長	日程第 7 議案第 5 号 小・中学校の入学式の告辞者について を議題といたします。 事務局から説明してください。 （内容説明） 事務局から説明がありましたが、何か質問ございませんか。 （特になし） 議案第 5 号について、提案のとおり承認していいですか。 （異議なし） 議案第 5 号について、提案のとおり決定しました。
教育長 こども課長 教育長 早野 こども課長 菰田 こども課長 教育長 委員 教育長	日程第 8 議案第 6 号 大刀洗町いじめ・不登校等防止対策連絡協議会規則の制定について を議題といたします。 事務局から説明してください。 （内容説明） 事務局から説明がありましたが、何か質問ございませんか。 本協議会の開催時期と内容を教えてほしい。 5 月開催予定である。内容は、昨年度のいじめ・不登校の状況を基に、よりよい対応等について協議したいと考えている。 本協議会に福岡県法務局久留米支局代表が入っているのはなぜか。 法務局は人権擁護事務を取り扱っていることから、委員をお願いしたいと考えている。 議案第 6 号について、提案のとおり承認していいですか。 （異議なし） 議案第 6 号について、提案のとおり決定しました。
教育長 こども課長 教育長 秋吉 こども課長	日程第 9 議案第 7 号 大刀洗町いじめ問題対策委員会規則の制定について を議題といたします。 事務局から説明してください。 （内容説明） 事務局から説明がありましたが、何か質問ございませんか。 対策委員会の委員の組織編成はどのようにするのか。 弁護士は県弁護士会、医師は県医師会からの委嘱を考えている。そして、学識経験者や心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有するものに関しては、今までの事案等から情報収集を行い、適当な方に委嘱したいと考えている。

教育長 委員 教育長	議案第7号について、提案のとおり承認していいですか。 (異議なし) 議案第7号について、提案のとおり決定しました。
教育長 こども課長 教育長 早野 指導主事 早野	日程第10 こども課からの連絡事項について 事務局から説明してください。 (内容説明) 事務局から説明がありましたが、何か質問ございませんか。 遠足時の下校の仕方について教えてほしい。 本年度は確認できていない。昨年度までは、現地からの集団下校を実施、又は一度学校に戻り集団下校を実施と各校によって対応がわかる。 遠足時の下校の際、「今から出発します」等保護者への連絡があると安心するのではないかと思います。
教育長 委員	日程第11 「本臨時会で予定された議案等は終了」 しましたが、 その他、皆さん方から何かありませんか。 (特になし)
教育長 委員 教育長 委員 教育長 事務局 委員 教育長	日程第12 「次回定例会の日程を調整」したいと思いますが、 定例会は、「大刀洗町教育委員会会議規則第2条第2項の規定」によって、「毎月12日に召集する。ただし、その召集日が休日の場合は、その翌日とする。」となっていますが、「同規則第2条第3項の規定」によって「教育長は期日を変更することができる。」となっています。 まず、4月定例会の日時を決めたいと思います。4月定例会は3月定例会で、4月9日(木)午前11時00分からで決定していましたが良いですか？ 4月9日(木)11時からでよい。 それでは、4月定例会は、4月9日(木)午前11時00分から「中央公民館2階 第3研修室」で開催します。 次に、5月定例会の日時を決めたいと思います。5月定例会は3月定例会で、5月14日(木)午前9時30分からで決定していましたが良いですか？ 5月14日(木)9時30分からでよい。 それでは、5月定例会は、5月14日(木)午前9時30分から「中央公民館2階 第3研修室」で開催します。 6月12日(金)、15日(月)ではどうですか。(昨年6/12) 時間は午前9時30分からではどうですか。 6月15日(月)9時30分からがよい。 6月定例会は、6月15日(月)午前9時30分から「中央公民館」で開催します。
教育長	閉会あいさつ これで「本日の日程はすべて終了」しました。 会議を閉じます。 令和8年4月 大刀洗町教育委員会臨時会を閉会します。 お疲れ様でした。 ＜閉会 14時30分＞